（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　基金が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○外務省・財務省告示第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

外務大臣　前原　誠司
財務大臣　野田　佳彦

独立行政法人国際協力機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち主務大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○財務省告示第三百七十四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）が、財務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。）を譲渡したときに国庫に納付すべき金額は、当該財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から研究所が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち財務大臣が定める額を控除した金額とする。

○財務省告示第三百七十五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人造幣局が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額は、当該財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から造幣局が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち財務大臣が定める額を控除した金額とする。

○財務省告示第三百七十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）が、財務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。）を譲渡したときに国庫に納付すべき金額は、当該財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から印刷局が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち財務大臣が定める額を控除した金額とする。

○財務省告示第三百七十七号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人日本万国博覧会記念機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

独立行政法人日本万国博覧会記念機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）が、財務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち財務大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○財務省告示第三百七十八号

独立行政法人日本万国博覧会記念機構が、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受けたときに、同条第三項の規定に基づき地方公共団体出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で財務大臣が算定する金額の算定基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

独立行政法人日本万国博覧会記念機構が地方公共団体出資に係る不要財産を譲渡したときに財務大臣が算定する金額の算定基準

（払戻算定対象額）

第一条　この基準において「払戻算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）が、地方公共団体出資に係る不要財産（同条第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち財務大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　機構が、通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、地方公共団体出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき財務大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該財産の取得の日の帳簿価額における当該請求をした地方公共団体の出資額の政府の出資及び支出並びに当該地方公共団体の出資の合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

○財務省・農林水産省告示第三十号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金が農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦